

令和3年第4回八峰町議会臨時会会議録

令和3年11月30日（火曜日）

議事日程第1号

令和3年11月30日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第91号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定について
- 第5 議案第92号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第93号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第94号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第95号 八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人

税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
産業振興課長	山 本 望	農林振興課長	浅 田 善 孝
建設課長	石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工 藤 善 美
生涯学習課長	今 井 利 宏	学校給食センター所長	田 村 高 夫
あきた白神体験センター所長	山 内 章	防災まちづくり室長	内 山 直 光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊 地 俊 平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	若 狹 正 和

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年第4回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年第4回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

秋田県人事委員会は、10月11日、県職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.1カ月引き下げるよう、知事及び県議会議長に勧告いたしました。

当町でもこの勧告の趣旨を尊重し、勧告内容に準じて、一般職及び特別職の職員並びに町議会議員の期末手当について、同様の改定を行うことといたしました。

本臨時会は、今回の改定内容が「引き下げ」であることから、「不利益不遡及の原則」に則り、期末手当の支給基準日である12月1日より前に関係条例の改正を行う必要があることから招集したものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第91号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定については、教育長の給与等について、「八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」で規定するよう改めることから、当該条例を廃止しようとするものであります。

議案第92号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の期末手当の支給割合を0.1カ月減額する改定をしようとするものであります。

議案第93号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職と同様に、特別職の期末手当の支給割合を0.1カ月減額する改定をするほか、これまで別途条例で定めていた教育長の給与等についても、本条例において規定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第94号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職と同様に、町議会議員の期末手当の支給割合を0.1カ月減額する改定をしようとするものであります。

議案第95号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の改定内容にかかわらず従前の支給割合に読み替えるものであります。

以上、今議会臨時会の議案は5件であります。

詳細については、各議案提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切な

ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第91号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

- 総務課長（和平勇人君） 議案第91号についてご説明いたします。

議案第91号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定について。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日

八峰町長 森田 新一郎

提案の理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う近隣町村の動向を鑑み、本条例を廃止するものであります。

本条例を廃止することとした経緯について詳しくご説明いたします。

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から施行されました。これにより、教育委員長と教育長が教育長に一本化され、常勤の特別職として定義されました。それまでの教育長の身分は、非常勤特別職である教育委員と一般職である教育長の身分を併せ持つものとされていまして、常勤の特別職である町長及び副町長と区別して条例制定していたものです。本条例を存続しても、運用上支障を来すものではありませんが、三種町及び藤里町では既に本条例を廃止していることを踏まえ、給与改定の都度必要となる条例改正手続を簡素化するため、本条例を廃止した上で、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に一本化し、整理することとしたものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） ちょっと分からないので質問いたします。

条例によりますと、一般職と同じように手当、いろんな面が一般職と同じとありますけれども、ここの教育長の給与、まあそれはいいんですけども、勤務時間その他諸条件

とありますけれども、第6条には、勤務時間とその勤務条件の中に、勤務条件は、勤務時間はとこう書いてますけれども、これを全く削除してまあ差し支えないと思うんですが、ここの部分は削除するということになるんですか。まあ平成26年に法律が変わったのを私も分かってますけれども、今のところ県内では美郷町と三種町でしたっけか、この条例を廃止したところがまだ2つしかないということですか。もう少し教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

勤務時間等の条件につきましては、この法律の改正により教育長が常勤の特別職となったということですので、条例に規定はあるものの、実際には町長、副町長と同様に勤務時間の規定がないということになります。したがって、この条例を廃止することで勤務時間等の規定はなくなりますが、差し支えないものと考えております。

なお、先ほど条例の廃止の件ですが、近隣町村のということでご説明申し上げたところでありまして、確認したのは郡内の三種町と藤里町について確認して、ここについては条例を既に廃止しているということを確認しているということですのでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第92号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由です。秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会勧告に鑑み、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、10月11日、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を0.1カ月分引き下げよう勧告しました。本町では、これまでも秋田県人事委員会の意見を尊重して勧告内容に準じた改正を行っております。具体的には、正職員は期末手当の年間支給割合が「2.45カ月」から「2.35カ月」に、再任用職員は「1.35カ月」から「1.25カ月」にそれぞれ引き下げられることとなります。

支給額の調整方法につきましては、令和3年度においては6月支給分が改正前の支給割合で支給済みであるため、不利益不遡及の原則に則り、12月支給分で引き下げ分の全額を調整しようとするものでございます。このことを規定したものが第1条でございまして、附則において、公布の日から施行するとしております。

令和4年度以降は、期末手当の支給割合を6月及び12月支給分でそれぞれ0.5カ月引き下げる改正をしようとするものでございます。このことを規定したものが第2条でございまして、附則のただし書きにおいて、施行日を令和4年4月1日としております。

提出しております新旧対照表は、今ご説明しましたとおり第1条と第2条の施行日が違うことからそれぞれ作成しておりますので、ご確認願います。

また、参考資料といたしまして、今回の支給割合の引き下げに関する一般職員の手当の影響額についても資料を提出しておりますので、併せてご確認願います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと質問します。

これは、まあ期末手当減額、まあ私は反対なんですけれども、旅費とかそういうものは特別職は実費、交通の実費とありますけれども、一般職の場合は、これ日当とかいろいろありますよね。そういうのも減額なるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

本条例改正案につきましては、期末手当の支給割合の引き下げのみを規定しております。旅費の日当等については改正内容に含まれておりませんし、改正の考えはございません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論をします。

期末手当の改正で一番影響を受けるのはやっぱり40代、50代の人たち、61人の人たちが減額の幅が大きいと思います。この人たちはやっぱり子育て中の一番お金のかかる世代ではないかと思います。コロナ禍において、ワクチン接種や補助金申請等、職員は大変努力しております。特にワクチン接種が上がったことは敬意を表します。その評価が期末手当減額ということで、逆行しているのではないのでしょうか。これらの減少は日本の特徴とされています。世界各国では、この苦難な時に労働者の給料を上げて購買力を上げ、経済に貢献していますと言われていています。公務員の期末手当の減額、これが今、企業は動向を見ていると思います。これに合わせた企業のボーナスが決められていくと思います。こういうような人事勧告のやり方に私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第93号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日

八峰町長 森田 新一郎

提案の理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴う近隣市町村の動向のほか、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文です。

議案第92号でご説明しましたとおり、一般職の職員の期末手当について、年間支給割合を0.1カ月引き下げることから、町長、副町長につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

また、議案第91号でご説明しましたとおり、教育長につきましても本条例の対象に加えることとし、所要の改正を行おうとするものでございます。

第1条におきまして、教育長の追加に伴う条文の改正及び別表の改正内容を規定しております。

支給額の調整方法につきましては、一般職の職員と同様の方法によることとし、第1条で令和3年度分を、第2条で令和4年度以降の支給割合を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第94号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第94号についてご説明いたします。

議案第94号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

議案第92号及び第93号でご説明しましたとおり、一般職職員及び町三役の期末手当について、年間支給割合を0.1カ月引き下げることから、八峰町議会の議員の皆様につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

支給額の調整方法につきましても、一般職の職員等と同様の方法によることとし、第1条で令和3年度分を、第2条で令和4年度以降の支給割合を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた

します。

○議長（門脇直樹君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第95号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第95号についてご説明いたします。

議案第95号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。秋田県人事委員会勧告に伴う一般職の給料表や期末手当基礎額に乗じる割合の改正が行われた際においても、会計年度任用職員へは適用せず、当該改定に係る条例の規定を翌年度の4月1日（当該条例の施行の日が4月1日であるときはその日）以降に効力を発生させることとするものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正附則でございます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職職員の支給割合に準じて支給するよう定めておりますが、会計年度任用職員はその名のとおり原則として会計年度限り

で雇用される職員であり、年度途中での雇用条件の変更は制度の趣旨になじまないことから、附則において、一般職職員の期末手当支給割合の改定が行われた場合に、その効力を翌年度の4月1日からとするものでございます。したがって、会計年度任用職員においては、今回の期末手当支給割合の改正内容を令和4年度から適用することとなります。

なお、このたびの改正で支給割合改正の効力が常に改正のあった年度の翌年度から生ずるものと規定されますので、今後は期末手当支給割合の改正に関する本条例の改正は不要となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時27分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 5番 須 藤 正 人

同 署名議員 6番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7番 見 上 政 子